

松本市高齢者の元気応援プロジェクト推進事業所認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護予防の普及を図り、もって市民の健康寿命の延伸に寄与するため、一般介護予防事業（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項第2号に規定する事業をいう。以下同じ。）に積極的に取り組む事業所等を松本市高齢者の元気応援プロジェクト推進事業所（以下「推進事業所」という。）として認定することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 松本市高齢者の元気応援プロジェクト 市内に住所を有する65歳以上の高齢者がいつまでも健康で自立した生活を送れるよう、市と介護予防を普及する事業所又は団体（以下「事業所等」という。）が互いに連携し、介護予防の普及に努める市の事業をいう。
- (2) 口腔機能改善 咬合力、咀嚼機能、舌・口唇運動機能又は嚥下機能の改善をいう。
- (3) 低栄養対策 バランスの良い食品群摂取、良質なたんぱく質摂取等の推奨により高齢者の栄養不足を防止する食事指導をいう。

(申請)

第3条 推進事業所の認定を受けようとする事業所等（以下「申請者」という。）は、松本市高齢者の元気応援プロジェクト推進事業所認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

(認定基準)

第4条 推進事業所の認定基準は、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 次に掲げる事業のうち二つ以上の事業に取り組んでいること。
 - ア 運動機能向上に関する事業
 - イ 口腔機能改善に関する事業
 - ウ 低栄養対策に関する事業
 - エ 閉じこもり予防に関する事業
 - オ 心の健康に関する事業
 - カ 認知症予防に関する事業
 - (2) 毎月1回以上前号の事業を開催し、1回当たりの開催時間が60分以上であること。
 - (3) 事業内容が、市のホームページ、広報等により紹介されることを承諾すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業所等は、推進事業所として認定することができない。
- (1) 政治活動又は宗教活動を主な目的としている事業所等
 - (2) 活動内容が公の秩序又は善良な風俗に反する事業所等

(3) 暴力団（松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が意思決定に関与し、又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する事業所等
（認定）

第5条 市長は、申請書の提出があった場合は、速やかに、その内容を審査し、認定の可否の結果について、申請者に対して松本市高齢者の元気応援プロジェクト推進事業所認定結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、推進事業所として認定した事業所等（以下「認定事業所」という。）に対して松本市高齢者の元気応援プロジェクト推進事業所認定証（様式第3号。以下「認定証」という。）を交付するものとする。
（認定証の掲示及び広報）

第6条 認定事業所は、人目にふれる場所に認定証を掲示する等し、介護予防の取組みの実践、周知又は啓発に努めるものとする。

2 市長は、認定事業所に関する情報を市のホームページ等を利用して、広く市民等に周知するものとする。
（調査）

第7条 市長は、必要があると認めるときは、認定事業所に対して認定基準を満たしているか随時調査することができる。
（実績報告）

第8条 認定事業所は、松本市高齢者の元気応援プロジェクト実績報告書（様式第4号）を毎年度末に市長に提出するものとする。
（認定の辞退）

第9条 認定事業所は、その事業が継続できなくなったとき又は認定の継続を希望しないときは、松本市高齢者の元気応援プロジェクト推進事業所認定辞退届（様式第5号）により市長に届出をし、併せて認定証を返還するものとする。
（内容変更の届出）

第10条 認定事業所は、申請書に記載した事業内容に変更が生じたときは、速やかに、松本市高齢者の元気応援プロジェクト事業内容変更届（様式第6号）を市長に提出するものとする。
（認定の取消し）

第11条 市長は、認定事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、松本市高齢者の元気応援プロジェクト推進事業所認定取消通知書（様式第7号）により、認定を取り消すことができる。

- (1) 第4条の認定基準を満たさなくなったとき。
- (2) 第8条の実績報告書の提出がないとき。
- (3) 虚偽又は不正な手段により認定を受けていることが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定により認定の取消しを受けた認定事業所は、認定証を市長に返還しなければならない。

(苦情の処理)

第12条 認定事業所は、事業内容等に関して苦情があったときは、速やかに自己の責任において必要な措置を講じるとともに、市長にその旨を報告するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年11月16日から施行する。